

## 概要

提言『隣保館活動のあり方について』（2011年11月 南丹市文化センター運営審議会）

### 前 段

2003年11月末、特別対策としての同和対策事業は終結したが、隣保館は「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点としての開かれたコミュニティーセンター」として位置づけられたことを踏まえ、文化センターの運営等について審議した旨。

\*\*\*\*\*

#### 1. 人権啓発の拠点

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決には、市と市民が一体となって人権教育・啓発活動に取り組む必要があり、隣保館はその活動の一翼を担う中心的な施設

#### 2. 地域ニーズに沿った事業の工夫

- 生活上の様々な課題を解決するための相談事業や文化活動等の事業を、より地域の生活実態や課題の応じた内容の工夫と、各種講座等から発展するグループ育成の視点が必要
- 地域限定の活動から、開かれた隣保館としての方向づけがなされたことに沿い、新たな住民との交流を図る取り組みが大切

#### 3. 地域福祉活動の拠点

少子高齢化に伴って様々な地域の福祉課題がクローズアップされる中、福祉の取り組みを通じた地域の支えや人と人との絆の強まり、安心して暮らせる取り組みの結び目として果たす役割は大きい

#### 4. 子育て支援の拠点

- 核家族化が進み、子育てにおいて孤立する親が増える中、専門的なアドバイスが受けられる場として活用されるよう働きかけが必要
- 安全に集団で遊べる場所として文化センターや児童館の空きスペースを活用し、「館に行けば仲間がいる」という環境をつくることが望まれる
- 青少年の健全育成には、児童館活動の充実と若年層の指導者の育成が必要

#### 5. 近隣公益的団体等の活動に会場提供

支障のない範囲で近隣の公益的団体への会場提供を積極的に行うことが、より多くの市民の出入りとなり、幅広い人間関係を生み、地域の理解と交流を促進することにつながる

#### 6. 地域の人権資料館

- 「解放の砦」としての隣保館の役割や「差別と解放への歩み」が刻まれた地域からは人権に係る歴史的な教訓を学ぶことから、人権教育・啓発の資料館としての役割に期待
- 地域資料の散逸や風化の前に、収集整理してまとめていくことが文化センターの大切な事業

#### 7. 関係機関との連携で、きめ細かな相談事業

多様な相談内容への対応と課題解決に向けては、館単独ではなく専門機関との連絡・連携を取りながら、一人ひとりの悩みに答えていく地道な活動が大切

#### 8. 住民ニーズや課題の把握

一層の信頼を得るため、寄せられた相談内容の集約分析等から地域課題の把握に努める